4　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付について法附則第十三条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
第二項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
第三項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金
	老齢厚生年金がその	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金がその
第三項第一号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金の額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額
	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
第三項第二号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金の額	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額
	老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額
第三項第三号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
第三項第四号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額
第三項第五号及び第六号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
第四項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
第四項第一号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金の総額から	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく
第四項第二号	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金に係る	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に係る
	坑内員・船員の老齢厚生年金の総額から	第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金の総額から当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく
第四項第三号及び第四号	老齢厚生年金	第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金

5　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に存続連合会が支給する解散基金に係る老齢年金給付について法附則第十三条の二及び第十三条の三の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の二第一項	附則第八条	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく附則第八条
	老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	老齢厚生年金
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
附則第十三条の二第二項	坑内員・船員の老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）	各号の厚生年金被保険者期間のうち第一号厚生年金被保険者期間に基づく坑内員・船員の老齢厚生年金
	当該老齢厚生年金	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金
	老齢厚生年金に	当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に